

防府市中小企業経営環境改善対策資金融資要綱

平成 23 年 4 月 1 日施行

(目的)

第 1 条 この要綱は、災害等突発的な事態の生起又は社会的、経済環境の急激的な変化により取引先の倒産、業況の悪化、取引金融機関の経営の相当程度の合理化等により経営の安定に支障を生じているが、その業況が回復することが見込まれる防府市内の中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者及び中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項第 6 号に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）に必要な資金を融資することにより経営基盤の安定を図り、もって本市産業の振興発展に寄与することを目的とする。

(融資対象者)

第 2 条 融資の対象となる者は、次の要件を備える者でなければならない。

- (1) 市内に主たる事業所を有し、かつ引き続き同一事業を 1 年以上営んでいる者
- (2) 個人にあつては、防府市に住所を有する者
- (3) 事業計画が適正であり、おおむね 3 年以内に業績の回復が見込まれ貸付金の返済能力が認められる者
- (4) 市税等を完納している者
- (5) 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項の規定に基づく特定中小企業者若しくは第 6 項の規定に基づく特例中小企業者として市長の認定を受けた者又は被災後の事業再建を行おうとする者であつて、当該災害による被害の内容、被害金額その他必要と認める事項について市長の証明を受けた者

(融資金の使途)

第 3 条 融資金の使途は、運転資金、設備資金及び運転資金と設備資金の併用とする。ただし、前条第 5 号に規定する罹災証明書による融資金の使途は、運転資金と設備資金を合計した額が 50 万円以上の事業再建に必要な資金とする。

- 2 前項に規定する事業再建に必要な資金とは、次の各号のいずれかに該当する資金をいう。

- (1) 災害により損壊した事業建物や機械設備等の復旧に必要な資金
- (2) 停電等により商品価値を失った商品在庫に相当する資金
- (3) 廃材、がれき等の撤去費用、廃棄商品等の処分費
- (4) その他被災前の事業状態への機能回復のため直接必要な資金
(融資条件)

第4条 融資の条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資限度額
 - イ 運転資金の場合 1企業1,500万円
 - ロ 設備資金の場合 1企業1,500万円
 - ハ 運転資金と設備資金併用の場合 1企業1,500万円
- (2) 融資利率
 - イ 償還期間5年以内 年1.5%
 - ロ 償還期間5年超 年1.6%
- (3) 保証料率 山口県保証協会所定の率とする
- (4) 償還期間
 - イ 運転資金 10年以内
 - ロ 設備資金 10年以内
 - ハ 運転資金と設備資金の併用 10年以内
- (5) 返済方法
 - イ 月賦償還を原則とする。
 - ロ 前号に掲げるすべての資金は、12月以内の据置期間を置くことができる。
- (6) 連帯保証人

原則として、法人の代表者以外は不要とする。ただし、保証料率の上乗せによる経営者保証の代替手法を活用する場合、連帯保証人は不要とする。
- (7) 担保

原則として徴しない。
- (8) 融資方法
 - イ 償還期限1年未満手形貸付け
 - ロ 償還期限1年以上証書貸付け

(9) 指定金融機関

- イ 東山口信用金庫本店及び防府市内各支店
- ロ 山口銀行防府市内各支店
- ハ 西京銀行防府市内各支店
- ニ 広島銀行防府市内各支店及びビジネスコンサルセンター
- ホ もみじ銀行防府市内各支店
- ヘ 萩山口信用金庫防府市内各支店

(申込手続)

第5条 融資を受けようとする者は、市長が別に定める防府市振興資金融資申込書を防府商工会議所（以下「会議所」という。）に提出しなければならない。

2 融資申込みの時期は、随時とする。

(融資の審査)

第6条 会議所は、融資の適正を期するため、融資審査会（以下「審査会」という。）を設けなければならない。

2 会議所は、審査会の組織及び運営に関する事項を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(融資の決定)

第7条 融資の決定は、審査会の審査を経て行うものとする。

2 会議所は、前項の審査に必要な資料を作成し、審査会に提出するものとする。

3 会議所は、緊急その他特別な理由により審査会の審査を経て融資の決定をするいとまがないと認めるときは、第1項の規定にかかわらず山口県信用保証協会（以下「保証協会」という。）、市及び取扱金融機関と協議して融資をすることができる。この場合、次期審査会にその旨報告するものとする。

(報告)

第8条 削除

(保証料補給)

第9条 市は、予算の範囲内において保証料を保証協会に対して補給するもの

とする。

(原資預託等)

第10条 市は、この制度の円滑な運用を図るため、毎年度予算の範囲内において会議所に対し融資に係る原資を無利子で預託するものとし、取扱金融機関は当該預託額の2.5倍以上の額の融資残高を保有するよう努めなければならない。

2 前項に規定する預託は、前年度の2月末現在の当該資金の融資残高をもとに会議所との協議により定めたうえ預託契約を結び実施するものとし、毎年度3月31日に回収する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月26日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に融資の決定をした資金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に融資を決定した資金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和2年3月13日から施行する。

- 2 この要綱の施行前に融資を決定した資金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月29日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に融資を決定した資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に融資を決定した資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に融資を決定した資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に融資を決定した資金については、なお従前の例による。